

★法務局から地図作成についてのお知らせ★

土地所有者及び居住者の皆様へのお願い

水戸地方法務局では、取手市東一丁目、取手一丁目から三丁目の一部、新町一丁目及び二丁目の一部の地域(下図に示す範囲)において、新たに精度の高い登記所備付地図(不動産登記法第14条第1項に定める地図)を作成することになりました。

つきましては、この作業を円滑に進めるためには、皆様方のご協力を頂戴する必要がありますので、この趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

作業期間

平成30年9月1日から平成32年3月31日までの間

地図作成をする理由

現在、法務局に備え付けの当該地域の地図(公図)は、明治中期に作成されたため、地図の精度が低く、また、長い年月の経過により地図と現地の形状が一致しなかったり、土地の境界や面積が正確でないものがあります。これらのことにより、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは不動産の表示に関する登記申請等に問題が生じるケースもあります。

そこで、水戸地方法務局では、これらの問題を解決するために、土地の一筆ごとの境界を確認し、正確な測量を行った上で精度の高い地図を作成することにいたしました。

地図作成のメリット

☆ 国家基準点に基づいた測量により作成された地図は、土地の位置、区画を特定することができるため、境界に関する争いを未然に防ぐことができます。

☆ 境界標識が亡失して土地の境界が不明になっても、当該地図に基づき復元測量することによって、境界を特定することが可能になります。

☆ 登記簿上の地目や面積が一致しない土地については、調査・測量の結果に基づき、法務局において職権で変更又は更正の登記をします。

☆ 当該地図は、法務局において「登記所備付地図」として適正に維持・管理され、「地図の写し」の交付請求等が可能になります。

ただし、隣接地との境界が確認できなかった場合には「筆界未定地」として処理せざるを得ず、確認できなかった境界は地図に表記することができません。

なお、後日境界が確認された場合には、各所有者の負担をもって地図訂正等の手続により、解消することになります。

皆様へのお願い

☆ 境界杭や境界標識等は、測量の基礎となるものですから絶対に動かさないでください。

☆ 事前調査や測量等のために皆様の所有地へ立入りしますので、あらかじめご了承願います。

作業機関

公益社団法人 茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

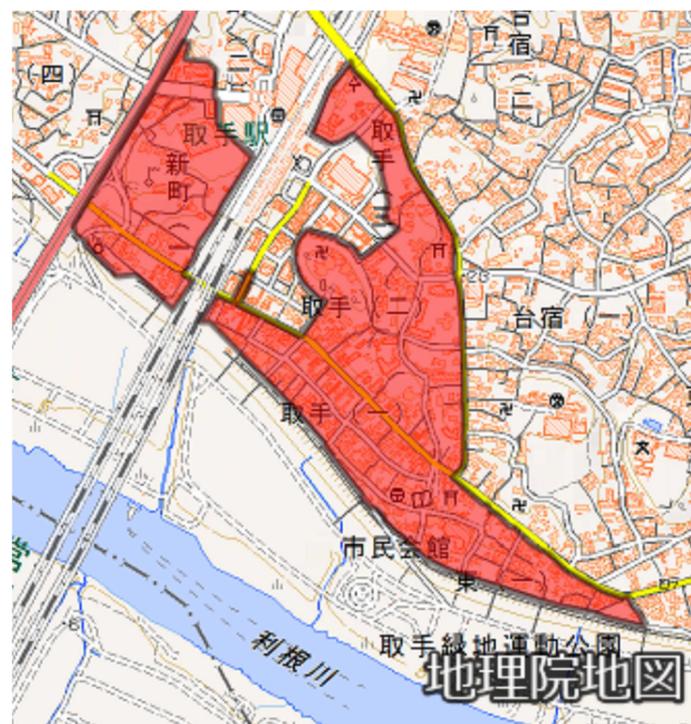
費用

測量費用については、国が負担します。ただし、境界確認の際に立ち会っていただくための交通費などの経費は個人負担となります。

立会について

土地所有者の皆様には、別途、立会日時をご案内いたします。

【作業実施区域】



登記所備付地図ができるまで

1 基準点測量

— (平成30年9月～平成31年1月)

- ◎ 地図作成に当たって骨組みとなる大切な測量であり、各筆ごとに実施する一筆地測量のよりどころとなるものです。
- ◎ 実施区域内及びその周辺に設置されている公共基準点を基に、同地域内の公共用地又は民有地に3級及び4級基準点を設置します。

2 事前説明会

— (平成31年1月中旬頃)

- ◎ 対象地域内の土地所有者の皆様には作業の内容等を御案内させていただくために説明会を開催します。

3 事前・境界点調査

(平成31年1月下旬～3月)

- ◎ 一筆地の地目や利用状況を調査し、境界標の探索を行います。
- ◎ 現況の状況を調査・測量し、調査・測量した箇所には管理用標識を設置し、地積測量図等の資料に基づき境界点の位置を検討します。
- ◎ 一部の地域については、時期を早めて調査を開始する場合があります。

4 一筆地立会調査

— (平成31年4月～8月)

- ◎ 土地所有者又はその代理人にお立会いただき、一筆ごとにその境界や地番・地目を調査します。
- ◎ 立会調査において境界等が確認できた場合には、土地所有者又はその代理人に土地調査書への署名・押印をお願いします。

5 面積計算・地図作成

— (平成31年9月～10月)

- ◎ 測量の成果に基づいて一筆ごとに面積を計算し、地域内の土地に係る地図(縮尺500分の1)を作成します。

6 縦覧・異議申立て

— (平成31年11月)

- ◎ 作業の結果に基づき作成した「地図の原図」や「地積等調査一覧表」について、一定期間を定めて皆様方に確認していただきます。その際に、相違箇所等があればお申し出ください。

7 登記

— (平成32年1月～3月)

- ◎ 作業の結果に基づき、登記官が職権により、地目、地積(面積等)の変更・更正登記を実施します。

お問合せ・連絡先

業務時間 8:30～17:15(土日祝日、年末年始を除く。)

《平成30年12月28日まで》

〒310-0035 水戸市東原三丁目6番24号

水戸地方法務局地図作成作業現地事務所

TEL 029-302-3730 (担当 鈴木・林)

《平成31年1月4日以降》

〒310-0011 水戸市三の丸一丁目1番42号(駿優教育会館7階)

水戸地方法務局不動産登記部門

TEL 090-8810-9792 (担当 鈴木・林)